

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県教育委員会規則第十号

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則（令和二年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。）第二条第五号、第二条の三第三号、第二条の四（第一号、第二号及び第四号を除く。）及び第二十四条第二号の規定に基づき、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（育児休業に係る勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員）</p> <p>第二条 条例第二条第五号（二）の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。）第二条第四号、第二条の三第三号、第二条の四（第一号、第二号及び第四号を除く。）及び第二十四条第二号の規定に基づき、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（育児休業に係る勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員）</p> <p>第二条 条例第二条第四号（二）の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。